訪問看護サービス契約書

＿＿＿＿＿＿様(以下、「 利用者(乙) 」といいます)と合同会社Ishtar(以下、「事業所(甲)」といいます)は、事業者が利用者に提供する訪問看護サービスについて、その内容を確認し、次のとおりに契約を行います。

第1条(サービスの目的)

事業者は、介護保険法の関係法令及びこの契約書に従い、利用者に対し可能な限り居宅に於いて、その有する能力や状態に応じて、安定した療養生活が送れるよう訪問看護サービス(以下「サービス」といいます)を提供します。

第2条(契約期間)

1 この契約期間は、　　年　　月　　日から利用者の要介護・要支援認定の有効期間満了日までとします。但し、上記の契約期間満了日前に、利用者が要介護・要支援状態区分の変更認定を受け、要介護・要支援認定有効期間満了日が更新された場合には、変更後の要介護認定有効期間の満了日までとします。
2 契約期間満了日の7日前までに利用者から文章による契約終了の申し入れがない場合には、この契約と同一の内容で更新されるものとし、以降も同様とします。
3 本契約が自動更新された場合、更新後の契約期間は、更新前の契約期間満了日の翌日から更新後の要介護・要支援認定有効期間の満了日までとします。

第3条(運営規定の概要)

事業者の運営規定の概要(事業の目的、運営の方針、職員の体制、サービス内容等)は、重要事項説明書に記載したとおりです。

第4条(利用者の解除権)

利用者は、事業者に対して1週間以上の予告期間をもって文書で通知することにより、この契約を解約することができます。但し、利用者は病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。

第5条(事業者の解除権)

事業者は、次の事由に該当した場合、利用者に対し文章で通知することにより、契約を解除することができます。この場合、事業者は居宅サービス計画(ケアプラン)を作成した居宅介護支援事業者にその旨を連絡します。

1 利用者又はその親族、友人、知人等が事業者やサービス従業者又は他の利用者に対し、本契約を継続しがたいほどの侮辱、暴行その他、背信行為を行った場合。
2 利用者又はその親族が、契約締結時に利用者の心身の状況、及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことが判明した場合。

第6条(契約の終了)

次の何れかの事由が発生した場合は、この契約は終了するものとします。

1 第10条の規定により事業者から解除の意思表示がなされた場合
2 第4条の規定により利用者から解除の意思表示がなされ、且つ予告期間が満了した場合
3 第5条の規定により事業者から契約解除の意思表示がなされた場合
4 利用者又はその親族、友人、知人等が事業者やサービス従業者に対して、重要事項説明書に記載の禁止行為を行った場合
5 次のいずれかの理由により利用者にサービスが提供できなくなった場合
 (1)　利用者が介護保険施設や医療施設に入所又は入院した場合(一時的な入所、入院は除く)
 (2)　利用者が要介護・要支援認定を受けられなかった場合
 (3)　利用者が死亡した場合

第7条(訪問看護計画書の作成)

1 事業者は、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び希望を踏まえて、訪問看護計画を作成し、訪問看護計画作成後も当該計画の実施状況の把握に努めます。
2 訪問看護計画は、居宅サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿って作成します。
3 事業者は、次のいずれかに該当する場合には、第1条に規定するサービスの目的に従い、訪問看護計画書の変更を行います。
 (1)　利用者の心身の状況、置かれる環境等の変化により、当該訪問看護計画書を変更する必要がある場合
 (2)　利用者がサービスの内容や提供方法等の変更を希望する場合
4 前項の変更に際して、居宅サービス計画書の変更が必要となる場合は、速やかに利用者の居宅介護支援事業者に連絡するなど、必要な援助を行います。
5 事業者は、訪問看護計画書を作成し又は変更した際には、これを利用者及びその親族に対し説明し、その同意を得るものとします。

第8条（サービスの内容及び提供）

1　事業者は訪問看護計画書に沿って、重要事項説明書に記載した内容のサービスを提供します。
2　事業者は利用者のサービス実施状況等に関する記録を整備し、サービス完結日から2年間は適切に保存します。
3　利用者及びその親族は、必要がある場合は、事業者に対し前項の記録の閲覧及び自費による謄写を求めることが出来ます。但し、この閲覧及び謄写は、事業者の業務に支障のない時間に行うこととします。
4　理学療法士等の訪問につきましては、看護業務の一環であり、看護師の代わりに理学療法士等が訪問します。
5　理学療法士等の訪問の際、看護師との連携をとる必要があるため、初回及び必要に応じて1～3カ月に1回は看護師が訪問させていただきます。

第9条（利用者負担金）

1　サービスに対する利用者負担金は、重要事項説明書のサービス利用料及び別紙に記載するとおりです。
なお、利用者負担金は関係法令に基づいて定められているため、契約期間中に関連法令が改定された場合、改定後に提供するサービスについては、改定後の金額を適用するものとします。
2　事業者は、利用者を担当する居宅介護支援事業者を通じ、利用者又は利用者の指定する親族に対して、1ヶ月前（対応が間に合わない場合は、遅くとも利用開始前）までに文書で通知することにより、利用料等の単価の変更（増額又は減額）を申し入れることが出来ます。
3　事業者は、前項に定める料金の変更を行う場合には、新たな料金に基づく重要事項説明書を作成し、文書で合意書を取り交わします。

第10条（利用者負担額の滞納）

1　利用者が正当な理由なく、事業者に支払うべき利用者負担金を、3ヶ月以上滞納した場合、事業所は2週間の期間を定めて、契約を解除する旨の催告をすることが出来ます。
2　前項の催告をしたときは、事業者は居宅サービス計画書（ケアプラン）を作成した居宅介護支援事業者と協議し、利用者の日常生活を維持する見地から居宅サービス計画の変更、介護保険外の公的サービスの利用について必要な協議を行うものとします。
3　事業者は、前項に定める協議を行い、かつ利用者が第1項に定める期間内に滞納額の支払いをしなかったときは、この契約を文書により解除することが出来ます。

第11条（緊急時の対応）

事業者は、現にサービス提供を行っているときに利用者に容態の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに必要な臨時応急の手当を行い、利用者の主治医に連絡を取るなど、必要な対応を講じます。

第12条（損害賠償）

1　事業者は、サービス提供にあたって、事故が発生した場合には、速やかに利用者の親族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
2　前項において、事故により利用者に損害が発生した場合は、事業者は速やかにその損害を賠償します。ただし、事業者に故意、過失がない場合はこの限りではありません。
3　前項において、当該事故発生につき利用者に過失がある場合は損害賠償の額を減額することができます。

第13条（居宅介護支援事業者との連携）

事業者は、利用者に対してサービスを提供するにあたり、利用者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第14条（秘密保持）

事業者は、業務上知り得た利用者及びその親族に関する秘密及び個人情報については、契約中及び契約終了後、第三者に漏らしません。但し、法令に基づく場合や利用者に係るサービス担当者会議、事業者間の連絡調整等での利用等、正当な理由がある場合には、利用者又は親族の個人情報を第三者に提供することが出来るものとします。

第15条（苦情対応）

1　事業者は、苦情対応の窓口責任者及びその連絡先を明らかにするとともに、苦情の申し立て又は相談があった場合には、迅速かつ誠実に対応します。
2　事業者は、利用者が苦情申し立て等を行ったことを理由としての不利益な取扱いをすることはありません。

第16条（協議事項）

本契約の定めにない事項については、介護保険法及び民法その他の関係法令に従い、第1条の記載の目的のため、お互い信義に従い誠実に協議して決定いたします。